

米国による気候変動枠組条約からの脱退

調査部 主任研究員 大嶋 秀雄

本稿は、時事通信社「円債投資ガイド」2026年1月14日配信記事を同社承諾のもと掲載するものです。

1月7日、米国のトランプ大統領は「米国の国益に反する国際組織・協定・条約からの脱退 (Withdrawing the United States from International Organizations, Conventions, and Treaties that Are Contrary to the Interests of the United States)」と題した大統領覚書（以下、覚書）を発表した。対象となる組織等として、31の国連関連、35の国連以外の国際組織等が挙げられており、特に、気候変動問題に関する中核的な国際枠組みである「国連気候変動枠組み条約 (UNFCCC)」が含まれることが注目されている。

もっとも、覚書では、「国連機関からの脱退は当該機関への参加・資金提供の停止を意味する」とされ、国連機関として記載されているUNFCCCは資金拠出の停止等にとどまる可能性もあるため、今後、実際に、国連に脱退の通知を行うか、注視する必要がある。もし、UNFCCCから脱退することになれば、米国のパリ協定への復帰が困難になるとの見方が多い。気候変動対策に否定的なトランプ大統領は、第二期の就任日である昨年1月20日にパリ協定再離脱の大統領令に署名、同年1月27日に国連に離脱を通知しており、1年後の本年1月27日にパリ協定から離脱することになる。パリ協定は大統領権限での復帰が可能である一方、条約であるUNFCCCへの復帰には上院の3分の2の賛成が必要となるため、復帰のハードルが高いとされる。UNFCCCに復帰できなければ、UNFCCCに基づくパリ協定への復帰もできない。ただし、一部には、1992年に行われた上院の同意に基づいて復帰できるといった指摘もみられる。

米国がUNFCCCを脱退した場合、どういった影響が考えられるだろうか。米国は、すでに、パリ協定離脱を宣言し、UNFCCCへの拠出金を停止、年次会合であるCOP30にも代表団を派遣しないなど、気候変動問題に関する国際連携から距離を置いている。また、今のところ、米国に追随する国はなく、米国がUNFCCCから離脱しても、なし崩し的にUNFCCCやパリ協定が瓦解（がかい）する事態は考えにくいだろう。そのため、米国がUNFCCCから脱退しても、追加的な悪影響は限られるとみられる。しかし、足元では、パリ協定に基づく各国目標（NDC）の未提出国が続出するなど、国際的な機運低下が懸念されており、昨年来の米国の環境政策の転換は、少なからず各国の取り組みに影響していると考えられる。地球温暖化は着実に進行しており、すでに、世界各地でさまざまな問題を引き起こしている。目を背けても地球温暖化は止まらず、気候変動に起因するさまざまな問題は一層深刻化する。

当面、米国の国際連携への復帰は期待できないが、時間的猶予はない。わが国は、欧州や新興国とも連携して、気候変動問題の解決に向けた現実的な道筋を模索し、着実に取り組みを前進させていくことが求められる。

<参考文献>

大嶋秀雄「[米国の気候変動枠組条約からの脱退と今後の課題 一追加影響は限定的ながら国際連携の強化は一層困難に—](#)」Economist Column No.2025-069 (2025年1月9日)

本件に関するご照会は、調査部 大嶋 秀雄 宛にお願いいたします。

Tel : 090-9109-8910 Mail : oshima.hideo.j2@jri.co.jp



次世代の国づくり